

議案第19号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の60の項の次に次のように加える。

60の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき39,000円
------	--	--------------------	--	--------------

別表第1の62の項の次に次のように加える。

62の2	建築基準法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		1件につき49,000円
------	---	-------------------	--	--------------

別表第1の65の項の次に次のように加える。

65の2	建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
------	--	------------------	--	---------------

別表第1の66の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表68の項の次に次のように加える。

68の2	建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
------	--	--------------------------	--	---------------

別表第1の82の項及び84の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表85の項中「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「1敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表86の項中「よる1敷地内認定建築物以外の」を「よる」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率」を「公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「1敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表87の項中「1敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等の」に、「1敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料」に、「1敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表123の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」に改め、同表124の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に改め、同表132の項中「第10条第1号ただし書」の次に「若しくは同条第2号ただし書」を加え、

「

住宅の用途に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅を除く。	住戸の部分	1戸のもの	1件につき4,900円
	分	2戸以上5戸以下のもの	1件につき9,600円
		6戸以上10戸以下のもの	1件につき16,000円

以下この 項におい て同じ。)		もの	
		1 1 戸以上 2 5 戸以下	1 件につき 2 6, 0 0 0 円
		もの	
		2 6 戸以上 5 0 戸以下	1 件につき 4 4, 0 0 0 円
		もの	
		5 1 戸以上 1 0 0 戸以 下のもの	1 件につき 8 万円
		1 0 1 戸以 上 2 0 0 戸 以下のもの	1 件につき 1 2 7, 0 0 0 円
		2 0 1 戸以 上 3 0 0 戸 以下のもの	1 件につき 1 6 万円
	3 0 1 戸以 上のもの	1 件につき 1 7 1, 0 0 0 円	
共用 部分		床面積の合 計が 3 0 0 円 平方メー トル以下の もの	1 件につき 9, 6 0 0
		床面積の合 計が 3 0 0 0 円 平方メー トルを超え 1, 0 0 0 平方 メートル以 下のもの	1 件につき 1 6, 0 0 0 円
		床面積の合 計が 1, 0 0 0 円 0 平方メー トルを超え 2, 0 0 0 平 方メートル	1 件につき 2 6, 0 0

	以下のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき8万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき127,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件につき16万円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき20万円

」を

「

共同住宅等	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき9,600円
	延べ面積が300平方	1件につき2万円

	メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
	延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき8万円

」に、「住宅以外の用途に供する部分」を「非住宅建築物」に、「以下」を「未満」に、「を超え」を「以上」に、「を超えるもの」を「以上のもの」に、

「

備考
<p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）を同令第4条第3項第1号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に共用部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>3 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低</p>

炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額とする。

- 4 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合であって、その建築物に住宅以外の用途に供する部分を有するときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、備考2又は備考3の規定により算出された額に、住宅以外の用途に供する部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 6 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」を

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の節に掲げる区分に応

じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

4 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」に

改め、同表第133の項中

「

一戸建ての住宅		1件につき34,000円	
住宅の用途に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この項において同じ。）	住戸の部分	1戸のもの	1件につき34,000円
		2戸以上5戸以下のもの	1件につき68,000円
		6戸以上10戸以下のもの	1件につき97,000円
		11戸以上25戸以下のもの	1件につき136,000円
		26戸以上50戸以下のもの	1件につき195,000円
		51戸以上100戸以下のもの	1件につき28万円
		101戸以上200戸以下のもの	1件につき379,000円
		201戸以上300戸以下のもの	1件につき497,000円
		301戸以上のもの	1件につき584,000円

			00円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき109,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき138,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき179,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき279,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき359,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件につき429,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき499,000円
住宅以外の用途に供する建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積が300平方メートル以下のもの	1件につき24万円
		延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき299,000円
		延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき383,000円
		延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき545,000円
		延べ面積が5,000平方	1件につき662,0

		メートルを超え1万平方メートル以下のもの	00円
		延べ面積が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件につき788,000円
		延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき899,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	延べ面積が300平方メートル以下のもの	1件につき87,000円	
	延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき11万円	
	延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき145,000円	
	延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき235,000円	
	延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき307,000円	
	延べ面積が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	1件につき369,000円	
	延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき433,000円	

」を

「

一戸建ての住宅	誘導仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
		延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき18,000円
建築物エネルギー		延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円

	ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第10 条第2 号イ (1)及 びロ (1)に よるも の	延べ面積が200平方メー トル以上のもの	1件につき38,000 円
共同住宅 等	誘導仕 様基準 による もの	延べ面積が300平方メー トル未満のもの	1件につき32,000 円
		延べ面積が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	1件につき56,000 円
		延べ面積が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	1件につき103,00 0円
		延べ面積が5,000平方メ ートル以上のもの	1件につき155,00 0円
		建築物 エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第10 条第2 号イ (1)及 びロ (1)に	延べ面積が300平方メー トル未満のもの
	延べ面積が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	1件につき115,00 0円	
	延べ面積が2000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	1件につき195,00 0円	
	延べ面積が5,000平方メ ートル以上のもの	1件につき28万円	

	よるもの		
非住宅建築物	モデル建築物	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき87,000円
	基準によるもの	延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき11万円
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき145,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき235,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき307,000円
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき369,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき433,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号(1)及び(1)によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき284,000円
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき367,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき524,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき645,000円

の	延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき762,000円
	延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき87万円

」に、

「

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に共用部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 3 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額とする。
- 4 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合であって、その建築物に住宅以外の用途に供する部分を有するときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、備考2又は備考3の規定により算出された額に、住宅以外の用途に供する部分の区分及び延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の節に掲

げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

- 6 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」を

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この備考において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 3 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 6 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請

手数料（技術的審査を受けていないもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」に

改め、同表138の項を次のように改める。

138	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準を定める省令第10条第2号イ及びロよもの		1件につき4,900円
				共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準を定める省令第	延べ面積30平方メートル未満	1件につき9,600円
						延べ面積30	1件につき2万円

			<p>建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めら</p>	<p>10条2号イびにるもの</p>	0 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	
		延べ面積 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満			1 件につき 44,000 円	
		延べ面積 5,000 平方メートル以上			1 件につき 8 万円	

			る場合又は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書による場合		方メートル未満	
				延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき8万円	
				延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき127,000円	
				延べ	1件につき	

						面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	き16万円
						延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき20万円
			登録建築物エネルギー消費性能判定機関により認めら	一戸建ての住宅	誘導仕基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円
						延べ面積が200	1件につき18,000円

			れたもの以外のものである場合		平方メートル以上	
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積200平方メートル未満	1件につき34,000円
					延べ面積200平方メートル以上	1件につき38,000円
				共同住宅等	誘導仕様によるもの	延べ面積300平方メートル未満
延べ面積	1件につき56,					

--	--	--

		300 平方メートル以上 2,000平方メートル未満	0000円
		延べ面積 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき 103,000円
		延べ面積 5,000平方メートル	1件につき 155,000円

--	--	--

	ル以上	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき68,000円
	延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき115,000円
	延べ面積2,000平方メートル以上5,000	1件につき195,000円

--	--	--

		0 平 方メ ー ト ル未 満	
		延べ 面積 5,00 0平方 メートル 以上	1 件につ き28万 円
非 住 宅 建 築 物	モ デ ル 建 築 基 準 A よ る もの	延べ 面積 が300 0平方 メートル 未満	1 件につ き87, 000円
		延べ 面積 が300 0平方 メートル 以上 1,00 0平方 メートル 未	1 件につ き11万 円

--	--	--

満	
延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 145,000円
延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき 235,000円
延べ	1件につき

--	--	--

面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	き 3 0 7, 0 0 0円
延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき き 3 6 9, 0 0 0円
延べ面積が25,000平方メ	1件につき き 4 3 3, 0 0 0円

--	--	--

	一ト ル以 上	
建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 0 条 第 1 号 イ (1) 及 び ロ (1) に よ る も の	延べ 面積 が 3 0 0 平方 メー トル 未 満	1 件 に つ き 2 2 7, 0 0 0 円
	延べ 面積 が 3 0 0 平方 メー トル 以 上	1 件 に つ き 2 8 4, 0 0 0 円
	延べ 面積 が 1, 0 0 0 平 方メ ー ト ル 以 上	1 件 に つ き 3 6 7, 0 0 0 円

--	--	--

2,000平方メートル未満	
延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき524,000円
延べ面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき645,000円

						ー ト ル 未 満	
						延 べ 面 積 が 1 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 2 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満	1 件 に つ き 7 6 2 , 0 0 0 円
						延 べ 面 積 が 2 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上	1 件 に つ き 8 7 万 円
						備考 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該 建築に係る部分の床面積と審査を要する既存 部分の床面積の合計をいう。 2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準をいう。 3 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー	

		<p>消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>4 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。)に関する事項(同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)が記載された場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物(以下「申請建築物等」という。)ごとにそれぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を合算した額とする。</p> <p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>7 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適</p>
--	--	--

		合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
--	--	--

別表第1の140の項を次のように改める。

140	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エ	一戸建て住宅	建築物エネルギー消費性能基準を定め省令第1第項2イびに	1件につき 4,900円	
				共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準を定め省令第	延べ面積30平方メートル未満 延べ面積30	1件につき 9,600円
							1件につき 2万円

ルギ 一消 費性 能基 準に 適合 してい ると 認め られた もの その他 これ 類す るもの として 規定 するもの (以下 の項 にお いて 「登 録建 築物 エネ ルギ 一消 費性 能判	1 第 項 2 イ び に る の	0平 方メ ー ト ル以 上 2,000平 方メ ー ト ル未 満	
		延べ 面積 2,000平 方メ ー ト ル以 上 5,000平 方メ ー ト ル未 満	1件につき 44,000円
		延べ 面積 5,000平 方メ ー ト ル以	1件につき 8万円

よる
場合

方メ ー ト ル未 満	
延べ 面積 2 , 0 0 0 平 方メ ー ト ル以 上 5 , 0 0 0 平 方メ ー ト ル未 満	1 件につき 8 万円
延べ 面積 0 0 0 平 方メ ー ト ル以 上 1 万平 方メ ー ト ル未 満	1 件につき 1 2 7 , 0 5 , 0 0 円
延べ 面積	1 件につき 1 6 万円

			1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	
			延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき20万円
登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたもの	戸建て住宅	モデル住宅基準及び仕様基準によるもの	延べ面積200平方メートル未満	1件につき17,000円
			延べ面積200平方メートル	1件につき18,000円

				以外のものである場合		ト	
						ル	
						以上	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項2号イ(1)及びロ(1)によるもの	建築エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積	1件につき	34,000円	0平方メートル未満		
			38,000円				
共同住宅等	モデル住宅基準及び仕様基準によるもの	延べ面積	1件につき	32,000円	0平方メートル未満		
			56,000円				

						300円
						0平方メートル以上
						2,000平方メートル未満
					延べ面積	1件につき
					2,000平方メートル以上	103,020円
					5,000平方メートル未満	
					延べ面積	1件につき
					5,000平方メートル	155,050円

	ル以上	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき68,000円
	延べ面積300平方メートル以上	1件につき115,000円
	延べ面積2,000平方メートル以上	1件につき195,000円

		0平方メートル未満	
		延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき28万円
非住宅建築物	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき87,000円
		延べ面積300平方メートル以上	1件につき11万円
		延べ面積300平方メートル未満	

満	
延べ面積	1 件につき 1 4 5 , 0 1 , 0 0 円 0 0 0 平 方メ ート ル以 上 2 , 0 0 0 平 方メ ート ル未 満
延べ面積	1 件につき 2 3 5 , 0 2 , 0 0 円 0 0 0 平 方メ ート ル以 上 5 , 0 0 0 平 方メ ート ル未 満
延べ面積	1 件につき 3 0 7 , 0 5 , 0 0 円

						00 0平方 メートル 以上1 万平方 メートル 未満	
						延べ 面積 1万 平方 メー トル 以上 2 5, 00 0平方 メー トル 未満	1件につき 369,0 00円
						延べ 面積 2 5, 00 0平方 メー トル 以上	1件につき 433,0 00円

					建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1第1項1イよもの	延べ面積3000平方メートル未満	1件につき 227,000円
						延べ面積3000平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき 284,000円
						延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 367,000円

一 ト ル 未 満	
延べ 面積	1 件につき 5 2 4 , 0 2 , 0 0 円 0 0 0 平 方メ ー ト ル以 上 5 , 0 0 0 平 方メ ー ト ル未 満
延べ 面積	1 件につき 6 4 5 , 0 5 , 0 0 円 0 0 0 平 方メ ー ト ル以 上 1 万平 方メ ー ト ル未 満
延べ 面積	1 件につき 7 6 2 , 0 1 万 0 0 円

					平方メートル以上	
					25,000平方メートル未満	
					延べ面積	1件につき87万円
					25,000平方メートル以上	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 2 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。 3 モデル住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。 4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）に定める基準をい 						

	<p>う。</p> <p>5 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の60の2の項、62の2の項、65の2の項、66の項、68の2の項、82の項及び84の項から87の項までの改正規定は令和5年4月1日から、同表123の項及び124の項の改正規定は同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して2年を経過する日（その日までに改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある改正法による改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間は、この条例による改正後の佐倉市手数料条例別表第1の123の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下124の項において「令和4年改正法」という。）による改正

前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」と、同表
124の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」とあるのは
「令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項」と読み
替えるものとする。